



プレミアコンファレンシング株式会社（以下「当社」といいます。）は、以下のサービス約款（以下「本約款」といいます）に基づき、V-CUBEサービス(以下「本サービス」といいます。)を契約者に提供いたします。

## 1 定義

「本契約」とは、本約款に基づく本サービスの利用契約を意味します。

「契約者」とは、本約款に基づいて本サービスの申込をし当社からIDの発行を受けた法人又は個人、並びに、その法人又は個人から招待されるなどして本サービスを利用又は本ソフトウェアをインストールする者を意味します。

「契約者コンテンツ」とは、契約者が本サービスの使用に関連して、アップロードし、又は契約者のためにアップロードされたデータ、テキスト、イメージ、音声、コンピュータプログラム、写真、画像、イラスト、デザイン画、アイコン、記事、オーディオクリップ、商標、ロゴ、及びビデオクリップその他一切の情報であって、契約者及び/又は当該契約者から招待されるなどしたユーザが所有するコンテンツを意味します。

「ID」とは、「V-CUBE」ID、ルーム制プランのID、ID制プランのID、その他当社が本サービスに関して契約者に発行するIDを意味します。

「情報端末」とは、本サービスを利用するために必要となるコンピュータ、スマートフォン、タブレット等のハードウェアを意味します。

「登録情報」とは、契約者が当社に登録する、名称、住所、電子メールアドレス、パスワード、クレジットカード情報その他当社が契約者に本サービスを提供するために必要な情報を意味します。

「本サービス」とは、クラウド型ビジュアルコミュニケーションサービス「V-CUBE」のうち、契約者が当社又はV-当社パートナーに対して申込の際に指定したサービスを意味します。

「本サイト」とは、<http://jp.pgi.com/terms-of-service/> 又はその継承若しくは代理 Web サイトを意味します。

「本ソフトウェア」とは、本サービスの機能の一部を利用するためにインストールが必要となるソフトウェアを意味します。

「税金等」とは、公租公課、関税その他一切の政府の賦課金（国、地方又は外国の政府機関から課される消費税、付加価値税、売上税若しくは利用税又は源泉徴収税を含みますがこれに限定されません）を意味します。



「本期間」とは、本契約の有効期間を意味します。有効期間は、IDが契約者に到達した日、又は契約者が本ソフトウェアを情報端末にインストールした日のいずれか早い日に開始し、本サービスのプランに応じて設定される本契約の有効期間満了日に終了するものとします。

「対象地域」とは、次のいずれかの国又は地域を意味します。(a) 契約者が本サービスの申込時に所在する国又は地域。(b) 契約者が本サービスの利用時に所在する国又は地域。

「ユーザ」とは、契約者のうち、当社からIDの発行を受けた法人又は個人から招待されるなどして本サービスを利用又は本ソフトウェアをインストールする者を意味します。

「当社」とは、日本法に準拠して設立され主たる所在地を日本国東京都中央区新川一丁目21-2におくプレミアコンファレンシング株式会社 (Premiere Conferencing (Japan), Inc.)及びその親会社、子会社その他の関連会社を意味します。

「当社パートナー」とは、当社から本サービスの提供に関するパートナーとして認定された法人を意味します。

## 2 本約款について

2.1 本約款は、当社と契約者との間における本サービスの利用に関する条件を定めるものです。

2.2 当社は、契約者が利用する本サービスに関連して、契約者のIDを発行する当社の拠点ごとに、本約款の一部を構成する追加条項を設けています。本サービスの内容、料金、支払方法、解約方法、サポート、無償プランの設定及び新機能テスト目的のベータ版の提供等については、追加条項により異なる条件が規定されることがあります。本約款と追加条項との間に矛盾がある場合、追加条項が優先します。詳細は、追加条項をご確認ください。

2.3 契約者は、本サービスにログインし、又は本ソフトウェアをダウンロード、インストール若しくは利用することによって、本約款に同意したものとみなされます。本サービスへのログイン、又は本ソフトウェアのダウンロード、インストール若しくは利用の前に、本約款を注意してお読みください。

2.4 当社は、契約者の了承を得ることなく本約款を随時変更することができます。本約款の変更は、当社が改定後の本約款を本サイトに掲載した時点より効力が生じるものとします。定期的にも本サイトを訪問し、最新の本約款をご確認ください。

## 3 本サービスについて

3.1 本サービスは、当社が設置するサーバにインターネットを利用してアクセスし、IDによりログインして利用する、クラウド型のサービスです。当社は、契約者が本約款を遵守することを条件に、本サービスの利用を契約者に非独占的に許諾します。



3.2 契約者は、自己の責任及び負担において、本サービスの利用に必要な情報端末、Webカメラ、ヘッドセットその他一切の周辺機器類及びインターネット回線を用意するものとします。

3.3 本サービスの機能の一部には、本ソフトウェアが必要な場合があります。当社は、契約者が本約款を遵守することを条件として、本サービスを利用する目的に限り、本期間中、本ソフトウェアの利用を契約者に非独占的に許諾します。

3.4 契約者は、自己の責任及び負担において、当社が指定するWebサイト、Apple App Store又はGoogle Play等の第三者が運営するアプリケーション配布サイトからダウンロードする方法により、本ソフトウェアを入手するものとします。ただし、情報端末によっては、本ソフトウェアがプレインストールされていることがあります。プレインストールされている本ソフトウェアの取扱いについても、ダウンロードされる本ソフトウェアと同様とします。

3.5 契約者は、通信の傍受、監視及び記録、VoIP 機能の承認、プライバシー及びデータ保護、公然陳列又は興行並びに輸出及び再輸出に関して適用される法規制を含む全ての国内及び国外の法律又は規制に違反しない場合に限り、本サービスを利用することができます。

3.6 本約款で明示的に定める場合を除き、本サービス及び/又は本ソフトウェアに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の知的財産権は原提供者である株式会社バイキューブ に帰属するものとします。契約者は、本サービス及び/又は本ソフトウェアに関するいかなる知的財産権も取得することはありません。

3.7 当社は、独自の判断により、本サービス及び/又は本ソフトウェアの機能、インターフェイス、セキュリティ、可用性、コンテンツその他一切の情報を変更する(以下総称して「本アップデート」といいます)ことがあります。契約者は、本アップデートがなされた本サービス及び/又は本ソフトウェアを利用する場合も、本契約に同意するものとみなされます。当社は、契約者に対する特段の通知又は承諾なく、当社の標準的な手順により、本アップデートを自動的に送信、アクセス、インストールその他の方法により提供します。ただし、当社は、本アップデートをする義務を負うものではなく、本約款のいかなる条項も当社に本アップデートを強制するものではありません。

3.8 本サービスのプランによっては、本サービス及び/又は本ソフトウェアの表示画面の一部に、他の第三者の広告宣伝、アンケート、市場調査、サービス提供その他の告知(以下「広告等」といいます)が表示されることがあります。しかしながら、当社がその広告等



の内容を推奨していることを意味するものではなく、当社 は、広告等により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

3.9 本サービス及び/又は本ソフトウェアは、当社 以外の第三者のベンダが提供するサービス（以下「本提携サービス」といいます）と相互運用するように設計された機能を有する場合があります。契約者は、本サービス及び/又は本ソフトウェアを利用するために、当該ベンダの本提携サービスを利用することが必要となる場合があります、この場合、本提携サービスの利用については、当該ベンダとの間の利用条件に従うものとします。ベンダによる本提携サービスの中止その他の理由により、本提携サービスの利用ができなくなる場合、当社 は、当該機能の提供を中止でき、当該中止により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

#### 4 本サービスの申込について

4.1 契約者が会社その他の法人を代表して本契約の申込をする場合、契約者は、本契約を締結する全ての権限を授権されているものとみなされます。

4.2 契約者が18 歳に満たない場合又は対象地域で未成年者とみなされている場合、契約者は、保護者又は法定代理人の同意がない限り、本サービスの申込ができません。

#### 5 ID について

5.1 契約者は、ID が不正に利用されないよう、適切に管理するものとします。また、契約者は、本サービスのパスワードを定期的に変更する、又は他人から類推されにくい文字列をパスワードとするなど、不正に利用されないよう十分な注意を払い、適切に管理するものとします。

5.2 契約者は、ID が不正に使用されている、又は不正に使用される可能性があることを認識した場合、直ちに当社 に連絡し、当社 の指示に従うものとします。

5.3 当社 からID の発行を受けた契約者は、自己に発行されたID により本サービスを利用するユーザその他の者に、本約款を遵守させるものとします。契約者に対して発行されたID により本サービスを利用する者の行為は、全て当該契約者の行為とみなされるものとします。

5.4 当社 は、ID の不正利用により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

#### 6 本サービスの料金について

6.1 本サービスの料金は、本サービスの利用許諾に基づく定額料金及び実際の利用に基づく従量課金があります。



6.2 本サービスの料金は、本約款で明示的に規定する諸条件を前提に設定されています。当社が契約者の要望により本約款で明示的に規定する諸条件の変更に同意する場合、本サービスの料金も、当該変更に応じて変更されるものとします。

6.3 本サービスの料金は、本期間の始期及び終期にかかわらず、本約款で明示的に規定する場合を除き、日割計算されません。

6.4 本サービスの料金は、税金等を含みません。契約者は、本サービスの利用に関する全ての税金等を支払うものとします。

6.5 本サービスの料金は、当社パートナーから請求される場合があります。この場合、契約者は、本サービスの料金を当社パートナーに支払うものとします。

6.6 本サービスの料金は、本約款で明示的に規定する場合を除き、返金されません。

6.7 本サービスの料金が支払期日までに支払われなかった場合、契約者は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全額を支払わなければならないものとしてします。

6.8 本サービスの料金が支払期日までに支払われなかった場合、契約者は、支払期日の翌日から支払日まで月利1.5% 又は準拠法による商事法定利率のいずれか低い利率による遅延損害金を支払うものとします。

6.9 本サービスの料金が支払期日までに支払われなかった場合、当社は、本サービスの提供を直ちに中止し、又は本契約の継続若しくは更新を拒絶することができます。当社は、この措置により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

## 7 コンテンツ保護について

7.1 契約者コンテンツに関する一切の権利は、契約者に帰属するものとします。

7.2 当社は、契約者の承諾がない限り、次の行為をしないものとします。

(i) 契約者コンテンツを改変する行為。

(ii) 契約者コンテンツを第三者に対して開示する行為。ただし、法令、証券取引所規則又は証券業協会規則により開示を要求された場合、又は裁判所、監督官庁又は捜査機関等の公的機関から開示を要求された場合はこの限りではありません。

(iii) 契約者コンテンツにアクセスする行為。ただし、本サービスの提供、又は営業上若しくは技術上の問題の防止若しくはその対応に必要な場合、又は契約者による本サービスの利用をサポートするために必要な場合はこの限りではありません。

7.3 契約者は、会議、セミナーその他の本サービスを利用するコミュニケーションを記録することができます。ただし、対象地域によって、法令により相手方の承諾の取得を義務



付けられる場合、又は個人情報の収集、保存及び使用に関する規制の遵守を義務付けられる場合があります。契約者は、適用のある全ての法令を遵守するものとします。当社は、契約者による法令違反により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

7.4 契約者コンテンツ、及び本サービス及び/又は本ソフトウェアの利用に関して当社が収集した個人情報は、当該情報を保存するための設備（データセンタ、サーバ等の設備を含みますがこれに限られません。）の所在する国において保管及び処理されます。契約者は、当該設備が設置された国の政策、その他の特殊事情によって当該設備が利用不能になるなどの理由により、契約者コンテンツ及び/又は個人情報が消失し、又はアクセス不能になる可能性があることにあらかじめ同意するものとし、当社は、これらの事由により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

7.5 契約者コンテンツは、原則として、本契約の解約、終了又は本期間満了の日の翌日をもって削除されます。

## 8 当社による情報利用について

8.1 当社は、本サービス及び/又は本ソフトウェアの品質や満足度の向上を図る目的で、登録情報、本サービスの利用実績に関する情報、ログデータ等を用いた統計分析情報を作成及び利用（契約者が特定されない状態で当社が他の第三者に開示することを含みます）することができます。

8.2 本サービス及び/又は本ソフトウェアに関して当社が収集したコメント、フィードバック、提案事項、立案、及びその他の提案事項（以下総称して「提案事項等」といいます）に関する権利は、当社に帰属するものとし、契約者は、提案事項等に関する著作権その他の知的財産権を含む一切の権利を、当社に対し主張しないものとします。

## 9 免責について

9.1 本サービスは、「現状有姿で」提供されます。当社は、本約款で明示的に規定する場合を除き、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本サービス及び/又は本ソフトウェアの継続性、通信の完全性及び確実性を含む信頼性、可用性、利用可能性、セキュリティ保護性、無エラー性、無ウイルス性、不具合修正の確約、商品性、品質満足度並びに契約者の特定目的への適合性を含むいかなる種類の保証も行いません。



9.2 本サービス及び/又は本ソフトウェアは、以下の事由により快適に利用できないことがあります。その場合、当社は、本サービス及び/又は本ソフトウェアが快適に利用できないことにより契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

- (i) 情報端末ほか契約者が利用するハードウェアの品違い、品質不良、スペック不足、ハードウェア同士の相性を含みますがこれに限定されない不具合
- (ii) 情報端末のOSほか契約者が利用するソフトウェアの品違い、品質不良、スペック不足、時刻設定や言語設定等の設定不良、ソフトウェア同士の相性を含みますがこれに限定されない不具合
- (iii) 契約者が利用するインターネット回線の切断、帯域不足を含みますがこれに限定されない不具合
- (iv) 本サービスの定期的なメンテナンス又は突発的な障害復旧作業
- (v) 本サービスと連携するシステム又は本提携サービスの障害
- (vi) 本サービスのデータセンタを含みますがこれに限定されない設備の障害
- (vii) 当社が予測し得ない理由によるサーバ、システム、データセンタ及び回線帯域の適応能力を超えた混雑
- (viii) 公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に扱うよう公権力から要請された場合に当社がとる措置

9.3 当社は、戦争、紛争、革命、暴動、騒動、テロ行為、非常事態、伝染病、火事、水害、地震、天災、爆発、禁輸処置ほか政府機関の行為、ストライキその他の労働争議（当社の従業員によるものを除きます）、インターネットの利用不能や不安定、サービス拒否（DoS）攻撃、又はその他の不可抗力を含みますがこれに限定されない当社の合理的管理を超える状況を原因とした不可抗力による不履行又は履行遅滞について、一切の責任を負いません。

9.4 本サービスの提供の遅滞又は不能により契約者に損害が発生した場合も、当社は一切の損害賠償責任を負いません。ただし、契約者の損害が当社の故意又は重過失に基づく判断された場合は、当社は当該損害の賠償責任を負うものとします。この場合、当社が賠償責任を負う損害の範囲は、契約者が損害賠償を請求する1か月前から契約者が当社に支払った本サービスの料金の総額を上限とし、かつ当社が賠償する損害の範囲は、当社の行為に基づき直接発生した損害に限られ、逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害又は懲罰的損害等については、適用される法令の範囲内で、原因の如何を問わず、



契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づく場合でも、また当社が当該損害の可能性を告げられていた場合でも、一切の責任を負いません。

9.5 契約者が本約款の10.1の規定に違反したことにより、第三者から損害賠償請求を受けた場合、又は債務、損害若しくは費用(弁護士費用を含みますが、それに限定されません)が発生した場合、契約者は、自己の責任及び負担でこれらを解決し、かつ、当社を免責するものとします。

## 10 禁止行為について

10.1 契約者は、本サービス及び/又は本ソフトウェアの利用にあたり、次の行為をしてはなりません。

(i) (a) 他者の著作権、特許、商標、企業秘密、又はその他の所有権、パブリシティー権、若しくはプライバシー権を侵害し又は侵害するおそれがある契約者コンテンツ、(b) 法令又は規制(輸出規制、公平取引、差別、又は虚偽広告に関する法を含みますがこれに限定されません)に違反する契約者コンテンツ、(c) 不適切、低俗、中傷的、わいせつ、下品、脅迫的、擾乱的、又はその他違法な契約者コンテンツ、(d) 未成年者に有害又は成人向けの契約者コンテンツ、(e) ウィルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボット、汚染されたファイル、又は他者のシステム、データ、個人情報、又は所有物を破壊、妨害、不正に搾取したり、収用するその他のソフトウェア、データ、又はプログラムが含まれる契約者コンテンツ、又は(f) 実質的に虚偽、誤解を招く、又は不正確な契約者コンテンツを、発行、掲載、アップロード、記録、又はその他の方法で配布、送信、利用可能な状態におく行為。

(ii) 必要とされない又は許可されない広告、プロモーション資料、ジャンクメール、スパム、チェーンメール、マルチ商法、アフィリエイトリンクなどの勧誘行為のアップロード、掲示、電子メール送信、転送、あるいはその他の方法で提供する行為。

(iii) 権利保護されているコンテンツへのアクセスを制限するために取り入れられる技術的措置を迂回するために考案された装置、プログラム、又はサービスとともに本サービス及び/又は本ソフトウェアを利用する行為。

(iv) 招待機能など本サービス及び/又は本ソフトウェアがその機能上予定している行為を除き、法令で許可される範囲内か否かを問わず、また直接的か間接的か、有償か無償かを問わず、本サービス及び/又は本ソフトウェアの再配布、担保設定、販売、再販、賃貸、リース、時間貸し、ローン、二次ライセンスの生成、割り当てその他の行為により、本サービス及び/又は本ソフトウェアに関する権限を第三者に譲渡し、又は再設定する行為(ID制



プランの契約者がID制プランのIDをもって当該IDのオーナー以外の者に本サービスを利用させる行為を含みます)。

(v) IDを他者に開示又は漏洩する行為。

(vi) 当社又は本サービス及び/又は本ソフトウェアの信用を毀損する行為。

(vii) 本サービスのシステム、本提携サービス又は他の契約者コンテンツに対し、許可されないアクセスを試みる行為。

(viii) 本サービス上にある他の契約者コンテンツを改竄し、又は完全性を損なう行為。

(ix) 本サービスに関する商標、ロゴ、著作権などの権利に関する掲示、凡例、記号、ラベルその他の表示を削除、変更、又は追加する行為

(x) 逆コンパイル、逆アSEMBル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービス及び/又は本ソフトウェアのソースコードの抽出を試みる行為。また、本サービス及び/又は本ソフトウェアにアクセスするための通信プロトコル、又は本サービス及び/又は本ソフトウェアの基礎となるアイデア又はアルゴリズムを確認、暗号解読、又は取得する行為

(xi) 本サービス及び/又は本ソフトウェアのカスタマイズ、翻訳、ローカライズその他の本サービス及び/又は本ソフトウェアを変更し、又はその派生的な製作物を製作する行為

(xii) 本サービス及び/又は本ソフトウェアの全部又は一部、又は他の契約者コンテンツを複製、フレーム、又はミラーする行為。

(xiii) 他の契約者による本サービスの利用を妨害する可能性がある方法、又は本サイト、本サービス若しくは本提携サービスに損害を与え、これを使用不能にし、これに過度な負荷を与え、若しくはこれを害する方法で、本サービスにアクセスする行為。

(xiv) 本サービスの品質、性能若しくは機能の測定、その他のベンチマーク、競合する製品若しくはサービスを開発する目的、又は本サービスの特徴、機能若しくはグラフィックスを模倣又は複製する目的で、本サービスにアクセスする行為。

(xv) その他、当社が本サービスの安定した継続提供に必要と考える事項に照らして、当社が不適切と判断する行為。

## 11 本サービスの停止及び本契約の解除について

11.1 契約者が本契約の条項に違反した場合、又は当社若しくは他者に危害が及ぶ行為があると当社が認める場合、当社は、本サービスの全て又は一部を予告なく中断又は中止することができます。



11.2 契約者が本契約の条項に違反した場合、当社は、相当期間の催告をなした上で、本契約を解除することができます。

11.3 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの全て又は一部を予告なく中断又は中止し、又は何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

(i) 登録情報に虚偽があった場合

(ii) 反社会的行為（違法又は不法な行為、公序良俗に反する行為、反社会勢力若しくはそれに類する組織への所属、協力等の行為）その他の社会的信用を損なう行為を行った場合

(iii) 仮差押、仮処分、強制執行、競売申立、手形交換所の取引停止処分又は公租公課の滞納処分を受け、又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由が生じた場合その他信用状態に著しい変更があった場合

(iv) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り、又は法的手続若しくは私的手続であるかを問わず、破産、再生、清算その他の倒産処理手続の申立を受け、又は自らこれらの申立をした場合

(v) 本サービスの料金が契約者の利用態様に照らし経済合理性を欠くに至ったと当社が認める場合など、当社が契約者を不適格と判断した場合

11.4 当社は、本条の規定に基づく中断又は中止あるいは解除により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

11.5 本条の規定に基づき当社が本契約を解除したことにより当社に損害が発生した場合、当社は、その損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

12 契約者への通知について

12.1 当社は、本サービス及び/又は本ソフトウェアに関する契約者に対する通知を、登録情報の宛先に宛てて行います。

12.2 登録情報に変更が生じた場合、契約者は、速やかにその内容を当社に通知するものとします。変更事項によっては、当社は、変更事項を証明する書類の提出を契約者に求めることができます。

12.3 登録情報の変更の通知がないことによって当社から契約者に対する通知が延着し、又は到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなされるとともに、当社は、これらの事由により契約者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

13 本サービスの終了について



13.1 当社が本サービスに関連する事業を他の第三者に譲渡（合併、会社分割による場合を含みますがこれに限定されません）した場合、本約款に基づく権利及び義務、登録情報並びに契約者コンテンツは、当該譲渡の譲受人に承継され、本サービスの提供は継続されるものとします。

13.2 当社が本サービスを終了する場合、当社は、原則として6か月前までに契約者に通知します。

#### 14 損害賠償

14.1 契約者が本サービス及び/又は本ソフトウェアの利用に際し当社に損害を与えた場合、当社は、その損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

#### 15 一般条項

15.1 当社が本約款に基づく権利を行使しない場合であっても、本約款の権利を当社が放棄したとはみなされないものとします。

15.2 本約款のいずれかの規定が裁判所により無効と判断された場合、当該規定は、裁判所によって修正され、対象地域で適用ある法令により許される最大限まで、元の規定の目的を最もよく達成できるよう解釈されるものとし、本約款のその他の規定は有効に存続するものとします。

15.3 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとします。本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、追加条項で明示的に規定する場合はこの限りではありません。

15.4 本約款の解釈にあたり、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用はないものとします。

15.5 本約款は、本サービスの利用に関して、当社と契約者との間の完全なる合意を構成し、本約款の制定又は改定以前の電子的な方法、口頭、又は書面による全ての合意に優先します。

15.6 本約款に英語版とそれ以外のものが存在し、両者の間に矛盾がある場合、英語版が優先します。追加条項について英語版が存在しない場合、英語版以外の追加条項を正とします。

以上

最終改定日：2013年4月1日



## V-CUBEサービス追加特別約款

### 1 本追加特別約款(以下「本追加特約」という。)について

1.1 本追加特約は、当社と契約者との間における本サービスの利用に関する条件を定めるもので、V-CUBEサービス約款（以下「本約款」といいます）の一部を構成するものです。

1.2 本追加特約中の各用語は、本追加特約で明示的に規定する場合を除き、本約款中の同一用語と同一の意味で用いられるものとします。

1.3 本追加特約は、当社がIDを発行する契約者に適用されます。

### 2 本サービスの申込について

2.1 本サービスの利用申込は、当社所定の申込書による方法とします。

### 3 本サービスの有効期間について

3.1 契約期間は利用開始日から1年間とします。

3.2 契約期間の満了日は、利用開始月の翌月から起算して契約期間が満了する月の月末日（ただし、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始月から起算して契約期間が満了する月の月末日）とします。

3.3 契約期間の満了日の60日前までに契約者からの書面による解約の通知が当社に到達しない場合、契約期間は、年間単位で、同内容で自動的に更新され、以降も同様とします。

### 4 本サービスの料金及び支払方法について

4.1 本サービスの料金は、日本円で表示され、日本円で支払われるものとします。

4.2 契約者は、本サービスの料金として、初期費用及び利用料を支払うものとします。利用料には、基本料金及び利用実績による料金があります。また、オプションを申し込んだ契約者は、さらに、オプション基本料金及びオプション利用実績による料金を支払うものとします。なお、初期費用は、本サービスの追加契約分の利用開始にあたって発生するものとします。

4.3 本サービスの料金額は、当社が提示する料金表によります。

4.4 本サービスの初期費用及び利用料の支払方法は、次のいずれかとします。

(i) 当社が指定する金融機関口座への振込による方法

振込手数料は、契約者の負担とします。振込期限が金融機関の休業日にあたる場合前営業日までに振込むものとします。

4.5 本サービスの初期費用及び利用料の支払期限は、次のとおりとします。ただし、当社と契約者が支払期限について別途合意した場合はこの限りではありません。



(i) 初期費用

初期費用は、利用料金の一部として請求されます。当社は当該利用月の翌月15日までに請求書を発行し、契約者は当該利用月の翌月末日（ただし、請求書に支払期日が別途記載されている場合はその期日）までに支払うものとします。

(ii) 基本料金 及びオプション基本料金

月間契約では、基本料金及びオプション基本料金は、当該利用月の翌月末日（ただし、請求書に支払期日が別途記載されている場合はその期日）までに支払うものとします。長期契約では、本期間分の基本料金 及びオプション基本料金を、利用開始に先立って一括支払うものとします。長期契約が更新される場合も同様とします。一括して支払われた長期契約の基本料金及びオプション基本料金は、20%がデータセンタ費用として、80%が利用許諾料として取り扱われます。

(iii) 利用実績による料金及びオプション利用実績による料金

利用月の翌月末日（ただし、請求書に支払期日が別途記載されている場合はその期日）までに支払うものとします。

(iv) オプション基本料金及びオプション利用実績による料金

利用月の翌月末日（ただし、請求書に支払期日が別途記載されている場合はその期日）までに支払うものとします。なお、オプションによっては、利用実績による料金の支払期限を当社が別途指定することがあります。

4.6 利用開始日が利用開始月の2日以降の場合、利用開始月の基本料金は、1か月を30日とした日割計算により算出されるものとします。

4.7 契約が契約期間の満了の前に終了した場合であっても、契約の基本料金は、本約款又は本追加特約で明示的に規定する場合を除き、返金されません。

## 5 本サービスの解約について

5.1 契約者は、本サービスを任意に解約することができます。解約を希望する契約者は、当社所定の書式により、当社に対して通知するものとします。

5.2 本サービスの料金は、契約期間の満了日まで発生し、解約日にかかわらず日割計算されません。契約を契約者が任意に本期間の満了の前に解約する場合で、本期間の満了日までの本サービスの料金に未払分の料金を、当社からの請求に応じて支払うものとします。

5.3 当社は、契約期間の満了日をもって、本サービスの提供を終了します。

## 6 反社会的勢力の排除



6.1 当社と契約者は、自己又は、自己を実質的に所有し、若しくは支配する者が、過去及び本契約の成立日以降いつの時点においても、暴力団、暴力団構成員若しくはその関係者、不法収益、犯罪収益等に関連する犯罪行為者、又は総会屋その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではなく、かつ相手方との信頼関係を破壊するに足る反社会的勢力との繋がりを有しないことを表明し保証するものとします。契約者が当該表明・保証に違反した場合、当社は、本サービスの全て又は一部を予告なく中断又は中止し、又は何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

6.2 当社と契約者は、反社会的勢力との取引関係を有してはならないものとし、万一、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じるものとします。

#### 7 本サービス及び/又は本ソフトウェアに関するサポートについて

7.1 契約者は、当社サポート窓口を利用できます。

#### 8 契約者コンテンツ保護について

8.1 当社は、当社の定める情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に則り、契約者コンテンツ及び個人情報を管理及び保護します。

#### 9 日本の契約者に適用される特則

9.1 本条の規定は、本サービスの申込時に所在する国又は地域が日本国である契約者に限り適用されます。

9.2 本約款の英語版と日本語版の間に矛盾がある場合、日本語版が優先します。

以上

最終改定日：2016年12月1日